

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定による。

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市常勤特別職職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第2条の3 ……略…… 2 ……略…… 3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の242.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第1に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第2条の3 ……略…… 2 ……略…… 3 第1項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表第1に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の立川市常勤特別職職員給与等支給条例第2条の3の規定の令和6年12月1日における適用については、同条第3項中「100分の242.5」とあるのは「100分の265」とする。